

## 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国は、都道府県社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」）が終了するなどにより、緊急小口資金等の特例貸付を利用できず生活が困窮する世帯に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を創設しました。

これを受け、7月8日（木）から支援金の申請受付を開始します。

### 1 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の概要

#### （1）対象者（横浜市の想定対象者数：約7,000人）

次のア～オの要件を全て満たす者

ア 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（次のいずれかに該当する世帯）に属していること

（ア）申請月の前月までに再貸付が終了している世帯

（イ）再貸付を受けている者であって、8月末までに借り終わる世帯

（ウ）再貸付の申請が不承認となった世帯

（エ）自立相談支援機関に再貸付の相談をしたが支援決定できず、再貸付の申込みに至らなかった世帯

イ 申請月において、その属する世帯の主たる生計維持者であること

ウ 世帯の収入が市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12の額（基準額）及び生活保護の住宅扶助基準額の合計額を超えないこと

【横浜市の場合】

1人世帯136,000円、2人世帯192,000円、3人世帯240,000円（4人以上は人数により増額）

エ 申請日における世帯の資産合計額が基準額の6倍（上限100万円）以下であること

【横浜市の場合】

1人世帯504,000円、2人世帯780,000円、3人以上世帯1,000,000円

オ ハローワークでの職業相談など一定の要件の求職活動を行うことについて誓約同意すること、または、生活保護申請中の状態であること

※ 生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給している方は対象外です。

※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能です。

#### （2）支給額（月額）

1人世帯：6万円 2人世帯：8万円 3人以上世帯：10万円

#### （3）支給期間

3か月

#### （4）支給方法

指定口座への振込み

### 2 申請受付期間

令和3年7月8日（木）～令和3年8月31日（火） 消印有効

### 3 申請方法・提出先

#### (1) 申請方法

原則、郵送受付（(3)の提出先に郵送してください。）

7月15日（木）から各区役所に設置する生活困窮者自立支援金相談窓口でも受付が可能です。

#### (2) 申請書及び必要書類

申請書は、横浜市ホームページからダウンロードできます。

必要書類もホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/jiritsushienkin.html>

ホームページが確認できない場合は、横浜市生活困窮者自立支援金専用ダイヤルにお問合せください。

#### (3) 提出先

〒221-8770 横浜市神奈川区新浦島町2-1-10 神奈川郵便局 郵便私書箱5号  
横浜市生活困窮者自立支援金事務処理センター

### 4 お問合せ先

**横浜市生活困窮者自立支援金専用ダイヤル**

**0120-044-500**（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～18:00、土曜、日曜、祝日も対応

6か国語対応（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語、スペイン語）

耳の不自由な方のお問合せ：FAX 045-664-0403

お問合せ先	
健康福祉局生活支援課長	岩井 一芳 Tel 045-671-2367